

機密表示 (極秘・秘の朱印)

# 秘密指定解除

公文書監理室

※ 総第 027841-002 号

※昭和 年 月 日 時 分 受 付  
50-12-27 12-26

符号表示  
暗 (略) 平

(回覧番号)

## 電信案

(分類)

電信課長

大 臣  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官 房 長

主管

9. アジア課長

0 次

参事官

北東アジア課長

発電係

起 来 昭和50年12月27日

起案者

電話番号

是松

2415

協議先

在 韓国 西山

(大使)

あて

外務大臣 発

総領事

件名

旧軍人軍属等遺骨引渡問題 (日本側再呈示)

主管・文書記号

※

ア北

第 1547 号

大至急

(至急)

普通

(優先処理)

往電第87号に關し

遠藤

韓国

招致

26日、北東アジア課長が在京大使館 金一等書記官に

残存遺骨について韓国側の最終的確認の求め 再度

呈示  
当案を呈示したに引き続き、

電報

發送 在 釜山 田村

大使

あて

(総領事)

大至急

※転電番号

第 268 号

(至急)

(優先処理) 普通

外務省

(※印欄内は電信課記入)

(昭和五〇・六一 改正)

# 秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

2

1. 先<sup>が</sup>当方側、本件遺骨は正当な遺族であるかどうかを

確認のうえ、逐次引渡しを行って来ましたが、戦後30年を経過

しに今日、遺族が判明しないからといって、いつまでもこれを

本邦に保管するのは不自然であるので、その最終的解決を

図るため、本年1月23日呈示<sup>別電</sup>に<sup>別電</sup>解決案<sup>案</sup>について、特に韓国

側の反応も不<sup>韓国側として</sup>なるから、特に問題はな<sup>韓国側として</sup>ものと考えており、

この解決案に基づき、51年度に遺骨名簿を官報に公示

し、い旨説明し、速かに本国政府に取継いで欲しい旨

要請したところ、先方は速かに本国政府に報告を旨答えた。

2. 更に上記解決案の説明にあたり、

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

3

3

4. ついでに貴館においても、しからば機会を伺え、往電第  
号の 2、3、及び上記 2 の其を含め、本件わが方呈示に  
つき韓国側に説明を行ない、先方の反応等随時報告  
ありたい。

釜山に転電す。(了)